

人材育成に 助成金を活用しませんか？



人材開発支援助成金
人材育成訓練のご案内

1

助成金申請のながれ

● カリキュラムの作成（訓練内容・日程）

● 訓練実施計画届の提出

● カリキュラムに沿った訓練の実施

● 助成金支給申請

2

助成対象となる訓練等の要件

- 職業能力開発推進者を選任していること
- 事業内職業能力開発計画を策定・周知していること
- 定期的なキャリアコンサルティングの機会の確保を行っていること
- 雇用保険被保険者に行う訓練であること
- 職務に必要な知識や技能の習得のための訓練であること
- 10時間以上のOFF-JT（業務と切り離して行う訓練）であること
- 事業主が訓練にかかる費用を全額負担していること
- 事業外訓練（研修機関で行う訓練）
または事業内訓練（社内会議室等で行う訓練）であること
- 事業内訓練の場合、講師要件を満たした講師が訓練すること
- 所定労働時間内に行う訓練であること
- 訓練期間の賃金を支給していること

※主な要件を記載しています



3

助成対象となる賃金および経費

- 訓練期間中の所定労働時間内の賃金
- 事業内訓練の場合の部外講師手の謝金・手当・旅費
- 事業内訓練の場合の施設・設備の借上費
- 事業内訓練の学科や実技に必要な教科書・教材の購入費
- 事業内訓練の訓練コースの開発を委託した場合の費用等
- 事業外訓練の入学料・受講料・教科書代等

※主なものを記載しています

4

助成額

賃金助成

1人1時間あたり 800円(中小企業)

経費助成

訓練に要した費用の 45%(中小企業)

ご相談は隨時受け付けています

フェリタス社会保険労務士法人（助成金担当）

TEL : 046-230-6861

Mail : info@ishikawa-sk.com

